

クアラルンプール日本人学校 いじめ防止基本方針



1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。 ※（「いじめ防止対策推進法」第2条） 【※項目2～4 R2. 4. 1 追記】

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(3) 求められる責務

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や学校運営理事会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

(4) 基本的な認識

◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。

- ・いじめは、同じ学校で仲のよい友だち同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(5) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが心豊かに、安心して生活できる学校・学級作りを行う。
- ・児童生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できるよう、信頼関係を構築する。
- ・保護者や日本人コミュニティ等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる体制を整える。

保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。

- 学校や日本人コミュニティの子どもと関わりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指してお互いに補完し合い、協働して取り組む。
- いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校等に通報または相談する。

子どもとして

- 社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土作りに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

日本人コミュニティとして

- 全ての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

(6) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- 子どもの発達段階に応じて、様々な人と関わり合う生活体験や学習活動を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- 学校は、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土を作る。

早期発見

- 学校、家庭、日本人コミュニティが一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、関わる中で、子どもが発するサインを見逃さない。

早期対応

- いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに**管理職・教務・生徒指導担当者**への報告と情報共有を行い、**組織的に対応**する。併せて保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。
 - いじめられている児童に対しては、『絶対に守る』という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。
- ※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、日本人コミュニティ、関係機関（在マレーシア日本国大使館、文部科学省等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 校内体制の確立

(1) いじめ防止等の対策のための組織「**生徒指導対策委員会**」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「**生徒指導対策委員会**」を設置する。

《構成員》

校長、教頭、教務主任、安全生徒指導部長、生徒指導担当、教務主任、学年主任学年教諭、養護教諭、状況によっては、特別支援教育コーディネーター

《活動》

- いじめの早期発見に関すること（**きめ細やかな観察、いじめ防止アンケート調査、教育相談等**）
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める

《開催》

各学期のアンケート後に必要に応じて開催する。いじめ事案発生時は学級担任、学年主任を加え緊急開催とする。

(2) 指導体制の強化

- いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- 全教職員が、いじめは「**どの学校でも、どの子にも起こり得る**」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職との報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「**生徒指導対策委員会**」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

(3) 教職員が児童生徒と向き合うことができる体制の整備

学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。

(4) 学校運営理事会への報告・相談

- ・定期報告 … 「新たに認知」及び「継続支援中」の全ての事案について報告する。
- ・臨時報告 … 「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。

3 未然防止の取組

(1) 心の教育の充実

- ・にこにこ活動や幼小交流、運動会やペスタスバンなどの小中交流、幼中交流、6年生による1年生のお世話などの取り組みを通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。全ての子どもたちの可能性を広げる、それぞれのよさを引き出す教育活動を目指していく。
- ・EC の学習・国際交流会や校外学習といった国際理解教育に係る体験活動を通じて、多様な価値観を排除しない受容的共感的な心を育む。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ・いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土を作る。児童生徒が気になることをすぐに教師に相談し、報告できる信頼関係づくりを目指す。
- ・「学ぶ楽しさと分かる喜びを感じることでできる授業づくり」を目指して、授業改善を行い、「ストレスを生まない」、「認められている」という実感の持てる学級づくりに取り組む。
- ・環境整備を心がけ、校舎内の掲示物などの乱れがないように気を配る。
- ・使っている場所に感謝の気持ちを持ち、掃除活動に取り組む。
- ・生活環境委員会「あいさつ運動」・ラジャブルック委員会の児童会活動を通して、明るい学校作りを目指す。

(3) いじめ防止強化月間の設定

- ・いじめ防止強化月間を10月に設定し、いじめに関する授業、友達のよいところ見つけ(生活目標)、ポスター掲示(委員会活動)などを実施し、いじめ問題に対する意識を高める。

(4) 児童生徒の主体的な活動の充実

- ・児童生徒が主体的に活動する場を工夫し、自己有用感や充実感を高める。
- ・児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進する。

(5) 日常的な実態把握・関わり

- ・日々の日記や生活の記録より子どもたちの声をしっかり受け止めた上で、些細な問題も早急に対応して、いじめを未然に防止し、「先生は話を聞いて解決に向けて行動してくれる」という安心感と信頼関係を築く。
- ・教員間で子どもたちについての情報交換を行うことで、児童生徒の実態把握に努める。

(6) 保護者や日本人コミュニティとの信頼関係の構築

- ・ホームページや学校だより（JSKL 通信）、学年だより、学校運営理事会等で、学校生活の様子を家庭や日本人コミュニティに伝えるとともに、家庭や日本人コミュニティでの様子も把握し、保護者や日本人コミュニティとの信頼関係を築く。
- ・個人面談や授業参観を毎年設け、保護者と連携した取組を推進する。

4 早期発見の取組

(1) 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・日常の観察とともに、「毎日の生活の記録」を基にした児童生徒の実態把握を行う。

(2) いじめ防止アンケートの実施（小中学部の児童生徒対象）

- ・学期に1回のアンケート調査を確実にし、内容を確認し、いじめが疑われる場合はもちろん、気になるアンケートの回答に早急にアンケートを書いた本人及び関係者から聞き取りを行い、解決に向けて対応する。また、各学年主任→生徒指導担当→教頭→校長は全児童生徒のアンケート内容を必ず確認し、5年間保管することとする。
- ・今年度より、小学部は2学期の名前を記名してアンケートを実施する。認知度を上げるために無記名の実施を従来は行っていたが、
 - ・1、2学期に保護者への学校アンケートを実施する。
 - ・気になるアンケート回答があれば、すぐに生徒指導対策委員会を開いて対応する。

(3) 教育相談の充実（教育相談週間）

- ・1、2学期に「教育相談週間」を設け、全学級担任が児童生徒全員と個人面談をする。また、「子

育て相談室」開設日を学校ホームページで知らせ、児童生徒、保護者ともに気軽にカウンセリングを受けることができる体制を整備する。

(5) 教職員の資質向上

- ・教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- ・いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教師一人ひとりの授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめ未然防止・早期発見のために、各種校内研修の機会の充実に努める。

(6) 家庭や日本人コミュニティとの連携

- ・家庭や日本人コミュニティに対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を積極的に行う。

5 解決に向けた取組・早期対応

(1) 初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・担任→学年主任→生徒指導担当→各学部教務→管理職へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細の聞き取りを行う。
- ・自習体制をとり、管理職や専科が指導にあたる。

<被害児童生徒>

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」と言うことがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

<加害児童生徒>

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面、プライバシーの確保（聞き取りの場所や時間帯）にも十分配慮する。

<周囲の児童生徒>

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ 生徒指導対策委員会の招集

- ・校長は「生徒指導対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童生徒とその保護者への対応
 - b 加害児童生徒とその保護者への対応
 - c 他の児童生徒及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

a 被害者児童生徒とその保護者への対応

被害者児童生徒（共感的理解に基づく指導・支援）

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害者児童生徒の保護者

- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

加害児童生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気づかせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちがあもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童生徒の保護者 〈来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪等を相談する。

c 他の児童生徒及び保護者への対応

他の児童生徒

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題として捉えさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害児童生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害児童生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、学校運営理事会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて在マレーシア日本国大使館、文部科学省等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討〈必要に応じて〉

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに学校運営理事会に相談する。

(2) 中期・長期対応

ア 当該児童生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、年度末には生徒指導対策委員会において、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営理事会への報告と支援要請（必要に応じて）

- ・学校運営理事会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、日本人コミュニティでの取組についても意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応（必要に応じて）

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

いじめの解消

・いじめの解消は、以下の条件を満たすものとする。

- ① いじめに関する行為が止んでいる状態が3か月以上続いている。
- ② 被害児童生徒、保護者双方へ聞き取りをし、その両方がいじめがなくなったと認識している。

6 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第1号)
 - * 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは
 - ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ. 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ. 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - * 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
 - * その時点で学校が「重大事態とは言えない」と考えていても、重大事態として対応する。

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、文部科学省、在マレーシア日本国大使館、学校運営理事会に速やかに報告する。
- (2) 文部科学省、在マレーシア日本国大使館、学校運営理事会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
 - ・いじめられた児童生徒や保護者に、予め調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
 - ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大の配慮をする。
 - * 「事実関係を明確にする調査」とは
「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを産んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。
- (4) 上記調査結果については、学校運営理事長、在マレーシア日本国大使館に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- (1) 未然防止
 - ア 情報モラル教育の充実
 - ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。そのため、ネット上への不適切な書き込み等を行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。
 - ・情報モラルやネットトラブルに関する授業や講演会などを実施する。
 - イ 家庭・日本人コミュニティへの啓発活動（必要に応じて）
 - ・参観日や学年通信 PTA 実行委員会等を通じて、**ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策**について啓発する。

- (2) 初期対応
 - ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。学校運営理事会にも速やかに報告する。
- (3) 被害拡大の防止
 - ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
 - ・関係保護者の了承のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。
- (4) 関係機関との連携
 - ・必要に応じて、在マレーシア日本国大使館、文部科学省に相談する。
 - ・なりすまし等の悪質な事案については、在マレーシア日本国大使館、文部科学省国際教育課と連携し、早期解決を図る。

生徒指導に関する緊急・問題行動対応マニュアル

◎基本的な流れ

